(TAINS

SERIES TAINS解体新書

収益計上時期/契約内容・取引の 実態が争点となった事例



Tax Accountant Information Network System

はじめに

法人税法上、ある収益をどの事業年 度に計上すべきかは、一般に公正妥当 と認められる会計処理の基準に従うべ きであり、これによれば、収益は、そ の実現があった時、すなわち、その収 入すべき権利が確定したときの属する 年度の益金に計上すべき〔最高裁平成 5年11月25日〕と判示されています。

「収入すべき権利が確定したとき」 は、契約書や取引の実態などにより判 断されますが、今回は、収益計上時期 が争われた事例のうち、契約内容や取 引の実態が争点となった事例をご紹介 いたします。

I 取引の形態が、買戻条 件付販売であるとされ た事例

平5.10.29公表裁決

(J46-3-11) (全部取消し※) (※審判所が計算した所得金額が修 正申告の額に満たないため)

1.事案の概要

本件は、出版業を営む請求人の収益 計上時期が争われた事例です。

請求人は、取次店に対する出版物の 取引は委託契約であると主張しまし た。

2. 審判所の判断

出版業において、通常、委託取引と 呼ばれる取引は、出版社が取次店に対 して見込み数量による出版物を送付 し、取次店は自己の都合により、何割 かの代金を支払い、その後、逐次売却 した代金の支払いとともに売れ残り品 を返品することにより、それに相当す る金額を買掛金(出版社の売掛金)か ら差引くという特約のある売買取引で あり、出版物という商品の特殊性から 返品の条件がついているものの、その 本質は、一般の棚卸資産の販売と異な るところはないと認められる。

当審判所の調査によれば、請求人が A販売及びB販売と締結した約定書等 には、委託販売に関する項目は記載さ れていない。

A販売及びB販売が、請求人との取 引を返本特約付きの売買(請求人から みれば買戻し条件付きの売買)である と認識していること、また、両社以外 の売上先との取引も、出版業界におい て、通常、委託取引と呼ばれている取 引と異なるところは認められないこと から、請求人と本件売上先との間にお ける商品に係る取引は、買戻し条件付 きの売買とみるのが相当である。

取引の実体が物品の売 買であるとされた事例

平21.8.19非公開裁決

(F0-2-358)(棄却·一部取消 し・却下)

1. 事案の概要

本件は、建設業を営む請求人が寺院 工事の元請業者から受注した業務のう ち、彫刻や飾金物等の指定品の納入業 務の収益計上時期が争われた事例で

請求人は寺院工事全体の中での工事 請負であると主張しました。

他の争点については、省略しました。

2. 審判所の判断

本件取引をみると、①元請業者から の注文書ごとに個々の対価の額及び納 期が定められていること、②納品した 個々の指定品については、元請業者の 検収を受け、納品書及び請求書を発行 し、毎月分の代金を受領していること 等が認められ、したがって、いずれも 指定品の納入業務が個別に契約された ものと認められ、収益はそれらの契約 ごとにそれぞれ認識すべきである。

本件取引の各契約の内容は、①請求 人が指定品を指定製作業者から仕入

れ、元請業者に販売するものであるこ と、②納入し検査の終わった指定品の 所有権は元請業者に移転すること、③ 指定品の取付工事は元請業者が行うこ ととされているものであることが認め られ、また、請求人が取付工事を行っ たとする証拠もない。

そうすると、各取引は注文書及び請 書という形態をとっているが、その取 引の実体はいずれも物品の売買と認め られ、元請業者の検査完了・引渡しの 確認を了した時点において、個々の目 的物の販売ごとに請求人が受領すべき 代金の債権が確定し、収益の実現があ ったものと認められる。

収入の原因となる権利 が期間の経過により確 定するとされた事例

平24.8.15最高裁(Z262-12021)(上 告不受理)

平23.3.30東京高裁(Z261-11657) (棄却)

平22.4.28東京地裁(Z260-11431) (棄却)

1. 事案の概要

本件は、有料老人ホームの入居一時 金の収益計上時期が争われた事例で

控訴人は入居一時金のうち、中途終 了返済条項(入居契約が入居日から5 年以内に終了した場合、入居金の一部 を返金する旨の条項) の適用がある部 分は、益金の範囲に含まれないと主張 しました。

他の争点については、省略しました。

2. 裁判所の判断

本件終身入居契約は、入居者に対 し、施設入所前に、終身入居金を支払 うことを義務づけており、控訴人は、 施設の利用及び各種サービスの提供を 行う前に、本件終身入居金を取得する 上、控訴人は施設の利用及び各種サー

ビスなどの役務を終身にわたり提供す ることを義務づけられる契約内容とな っているため、本件終身入居金がこの 提供されるべき役務全体に対する対価 であると仮定しても、入居者の死亡等 による契約終了前には、契約上役務提 供を義務付けられる全期間を把握して 役務提供の期間に応じた対価の額を適 正に確定させることは不可能である。

·------ 小菅 胄子_[本郷]

そして、控訴人が本件終身入居金額 算出の前提としたとする想定入居期間 の経過前に契約が終了した場合であっ ても、短期解約返済条項の適用がある ときを除き、中途終了返済条項の定め る額以外の額は、控訴人が契約上その 返還義務を負うものではない等、終身 入居契約において、想定入居期間が、同 契約に係る権利の発生とその内容を左 右する旨を定める条項は存在しない。

本件終身入居金は、一定期間の役務 の提供ごとに、それと具体的な対応関 係をもって発生する対価からなるもの ではなく、上記役務を終身にわたって 受け得る地位に対応する対価であり、 いわば賃貸借契約における返還を要し ない保証金等に類するというべきであ り、このような終身入居金に係る権利 の特質に照らせば、その収入の原因と なる権利は、期間の経過により、その 返還を要しないことが確定した額ごと に、その返還を要しないことが確定し た時に実現し、権利として確定するも のと解するのが相当である。

おわりに

今回ご紹介した事例は、特殊な事例 ですが、契約内容などについて判断さ れた部分は参考になると思います。

TAINSで検索する場合のキーワー ドは、「収益計上時期」です。

収録内容に関するお問い合わせは ータベース編集室へ TEL 03(5496)1416



会計事務所向けERPシステム ACELINK 詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro ●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳<AiCompass NX、MJSLINK NX-I、ミロクのが

たん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社

ミロク情報サービスの商標又は登録商標です



MJS Q

株式会社ミロク情報サービス

-地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦! -MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約 書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。 MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

プリーダイヤル 0000120-369-144 フリークアックス 0000120-369-667

当社ホームページに [ご相談シート] を用意しております。 http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/